

規程第40号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会公用車貸出規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する公用車の貸し出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象及び貸出基準）

第2条 公用車は、次の各号に該当し、会長が認めた場合に貸し出すことができる。

- （1）小美玉市の職員が、職務遂行のため使用する時
- （2）小美玉市の職務に関わる個人及び団体が、その目的を達成するため使用する時
- （3）本会の事業に関わる個人及び団体が、その目的を達成するため使用する時
- （4）会長が特に必要と認めた時

（貸し出し及び貸出時間）

第3条 公用車の貸し出しは県内に限り、原則1日を単位とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 貸出時間は、原則として年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（貸出の手続き）

第4条 公用車の貸出申請は、貸し出しの1ヶ月前から受け付けることとし、公用車使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、運転者の運転免許証の写しを添付のうえ、原則として5日前までに申請するものとする。ただし、第2条第1項第1号に規定する者はこの限りではない。

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し貸出の可否を決定するものとする。

3 貸し出しの可否については、決裁後、速やかに申請者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項）

第5条 使用者は、公用車を使用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）道路交通法規を遵守し、安全運転に努めること
- （2）貸出期間中、公用車の管理に万全を尽くすこと

- （3）借用目的以外に使用しないこと
- （4）使用後は、車両内外を点検し、速やかに返納すること
- （5）使用中の異常の有無について報告するとともに、事務局職員の点検に立ち会うこと

（使用料及び使用者の負担）

第6条 使用料は無料とする。ただし、次の各号に規定する事項については、使用者が負担する。

- （1）公用車使用中における交通事故等にかかる賠償金、見舞金及び車両の修理代等について、本会が加入している自動車保険の補償を超える分
- （2）使用した燃料（走行1kmあたり20円）
- （3）その他、公用車運行に関わるすべての経費

2 前項第2号の規定に関わらず、次の各号に該当する場合には、負担を免除する。

- （1）小美玉市職員が職務遂行のため使用する場合
- （2）本会からの依頼により使用する場合

（貸出の取り消し）

第7条 公用車の貸し出しについて、次の各号に該当する場合は、申請を受理しないものとする。また、すでに許可されている場合には、それを取り消すものとする。

- （1）車両の事故及び故障、保守点検等により貸出不能となったとき
- （2）その他、会長が貸出不適当と判断した場合

（事故の処理）

第8条 使用者は、公用車の貸出期間中に事故が発生した場合には、速やかに本会への報告及び警察への届けをしなければならない。

（その他）

第9条 申請者に虚偽の記載や不正な手段により使用の決定があった場合には、今後の貸し出しを認めない場合もあり得る。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から一部改正する。

様式第1号（第5条関係）

事務局長	事務局次長	支所長	係

公用車使用許可申請書

申請年月日 令和 年 月 日

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会長 様

(申請者)

所属・名称

住 所

氏 名

電 話

公用車を使用したいので、次のとおり申請します。

ご承認のうえは、使用者の遵守事項を厳守し、使用に関する一切の責任を負います。

使用日時	令和 年 月 日（曜日） 時 分から 令和 年 月 日（曜日） 時 分まで		
使用目的			
車両名称		車両番号	
運転者		乗車人員	名
宿泊地			
担当課長の承認	上記の申請は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会公用車貸出規程第2条第1項第2号に該当しているものと認めます。		印

※ 添付書類：運転者の運転免許証の写し

上記のとおり許可する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 小美玉市社会福祉協議会長